

海外上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりインタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社がお渡しするものです)

海外上場有価証券について、以下を御覧下さい。この書面には、国外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下、「海外上場有価証券等」といいます）の売買等（※1）を行なっていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

手数料などの諸費用について

- ・ 手数料などの諸費用につきましては、「お取引にかかる諸費用等に関する契約締結前書面」を御覧下さい。

海外上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 海外上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、社会情勢等の変動や、投資信託・投資証券・預託証券・受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式・債券・投資信託・不動産・商品・カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※2)）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、海外上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 海外上場有価証券等発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、海外上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 海外上場有価証券等のうち、他の種類株式・社債・新株予約権等その他の財産に転換可能な条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、転換後の当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初の購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された海外上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

海外上場有価証券等に係る金融商品取引の概要

海外上場有価証券等の売買等については以下によります。

- ・ 海外市場における上場有価証券取引については、インタラクティブ・ブローカーズLLCにて行われます。
- ・ インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理を行います。

当社の概要

商号等 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者
関東財務局長〈金商〉第187号
本店所在地 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館4階
加入協会 日本証券業協会
資本金 1,150,520千円
主な事業 金融商品取引業（第一種金融商品取引業）
設立年月 平成18年8月
連絡先 （代表）03-5645-3081

- ※ 1 「上場有価証券等」には、国外の店頭有価証券市場において取引されている有価証券を意味し、カバードワラントなど法令で指定される有価証券を除きます。また「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※ 2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。